

川島町新ごみ処理施設整備基本構想等策定業務委託

公募型プロポーザル実施要領

【修正版】

令和5年4月

川島町

目次

1 趣旨	1
2 公募に関する事項	1
2.1 公募概要	1
2.2 参加資格	1
2.3 スケジュール	3
2.4 公募手続	3
3 留意事項	5
3.1 応募にあたっての留意事項	5
3.2 使用する計量単位、通貨単位及び時刻	6
3.3 情報の公開	6
3.4 提出書類の取扱い	6
3.5 業務委託契約書	6
3.6 契約締結の相手方の公開	7
3.7 その他	7
4 書類の提出及び問い合わせ先	7

1 趣旨

本実施要領は、新たなごみ処理施設を整備するにあたり、ごみ処理基本計画、施設整備基本構想及び循環型社会形成推進地域計画をあわせて策定するための支援業務及びごみ処理広域化協議会、地元連絡会議等の運営支援について、ごみ処理施設建設に関する豊富な知識・経験、並びに高度な企画・調整能力及び専門的技術力を必要とすることから、最適な者を委託契約候補者として特定するための手続きについて必要な事項を定めるものである。

2 公募に関する事項

2.1 公募概要

- (1) 業 務 名：川島町新ごみ処理施設整備基本構想等策定業務委託
- (2) 委 託 期 間：契約締結日から令和7年3月28日まで
- (3) 募 集 方 法：川島町ホームページへの掲載
- (4) 委託業務内容：川島町新ごみ処理施設整備基本構想等策定業務委託仕様書のとおり
- (5) 委託限度額：27,434,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
令和5年度 22,264,000円
令和6年度 5,170,000円
- (6) 発 注 者：川島町
- (7) 選 定 方 法：審査委員会が参加者から提出された提案等について審査を行い、委託契約候補者を選定する公募型プロポーザル方式を採用する。「川島町新ごみ処理施設整備基本構想等策定業務委託公募型プロポーザル審査要領」により審査し、評価点の最も高い者を委託契約候補者、2番目に高い者を次席者として特定する。

2.2 参加資格

(1) 法人に関すること

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人及びその他の団体（以下「法人等」という。）であり、以下の全ての要件を満たす者とする。

また、本業務の実施にあたり業務の一部を委託する場合は、あらかじめ発注者の書面による承諾を得ることとし、当該協力企業等についても、以下のイからキの要件を満たさなければならない。

ア 川島町又は桶川市での指名競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）のうち「建設コンサルタント」に登録されていること。

イ 建設コンサルタント業に関する国土交通大臣による登録を受けていること。なお、登録部門は「河川、砂防及び海岸・海洋部門」及び「廃棄物部門」とする。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

エ 役員に次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者がいないこと。

（ア）破産者で復権を得ない者。

（イ）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日

から2年を経過しない者。

オ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者でないこと。

(ア) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。(同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)

(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者。(同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項もしくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)

(ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者。(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

カ 国税、地方税、法人税及び消費税等を滞納していない法人等であること。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である代表者、役員又は使用人を有する法人等並びにそれらの利益となる活動を行う法人等でないこと。

ク 平成25年度以降に、地方公共団体(一部事務組合含む。)が発注する、一般廃棄物の焼却処理施設(施設規模:70t/日以上、かつ発電設備を有する。)に関する新ごみ処理施設整備基本構想又はごみ処理基本計画策定業務等の計画業務(以下「同種業務」という。)を元請けとして受託し、かつ完了した実績を2件以上有すること。(参加表明書提出時点において業務が完了しているものに限る。)

ケ 平成25年度以降に、国が発注する河川堤防の計画又は設計に係る業務を元請けとして受託し、かつ完了した実績を1件以上有すること。(参加表明書提出時点において業務が完了しているものに限る。)

(2) 配置技術者に関すること

本業務においては、管理技術者(管理技術者は、川島町委託契約約款第8条に定める現場責任者を読み替えて扱うものとする。)及び担当技術者を配置するものとし、要件は次のとおりとする。(本業務の公表日現在3か月以上の雇用関係にあるものに限る。)

ア 管理技術者

技術士(総合技術監理部門 衛生工学-廃棄物・資源循環)、技術士(衛生工学部門 廃棄物・資源循環)のうち、いずれかの資格を有し、前項に示す同種業務の完了実績を2件以上有すること。

イ 担当技術者

担当技術者は廃棄物関連施設及び河川・砂防施設の設計・建設に係る技術的知識と、十分な経験を持つ技術者を配置すること。なお、部門ごとに担当技術者を配置することは可とする。

(ア) 廃棄物処理技術者

同種業務における担当技術者と同等以上の実績を1件以上有すること。

(イ) 河川・砂防技術者

国が発注する河川堤防の計画又は設計に係る業務において、担当技術者と同等以上の実績を1件以上有すること。

ウ 担当技術者は、管理技術者を兼ねてはならない。

エ 管理技術者及び担当技術者いずれも、平成25年度以降に実績を有する者とする。(参加表明書提出時点において業務が完了しているものに限る。)

2.3 スケジュール

- (1) 公 表：令和5年4月19日(水)
- (2) 質問の受付期限：令和5年4月25日(火)
- (3) 質問に対する回答日：令和5年4月28日(金)
- (4) 参加表明書の締切日：令和5年5月8日(月)
- (5) 参加資格確認結果通知：令和5年5月12日(金)
- (6) 企画提案書等の提出期限：令和5年6月2日(金)
- (7) プレゼンテーション審査：令和5年6月21日(水)
- (8) 審査結果の通知：令和5年6月下旬
- (9) 契約締結：令和5年6月下旬

2.4 公募手続

(1) 実施要領等の公表

ア 公 表：令和5年4月19日(水)

イ 公表方法：川島町ホームページで公表する。

<https://www.town.kawajima.saitama.jp/7357.htm>

(2) 質問書の受付及び回答

ア 受付期間：令和5年4月19日(水)～令和5年4月25日(火)15時受信分まで

イ 受付方法：質問書(様式第1号)により、本実施要領の「4 書類の提出及び問い合わせ先」に記載してあるアドレスに電子メールにより行うものとする。その際、メールの件名を【(貴社名)プロポーザル質問】とすること。

※電話・ファックスでの質問は不可

※電子メール受取後、開封確認メールを送付するが、当日の17時までに確認メールが届かない場合には、「4 書類の提出及び問い合わせ先」に電話で確認すること。

ウ 回答方法：質問事項に対する回答については、すべての質問及び回答を取りまとめたものを令和5年4月28日(金)に川島町ホームページにて公表する。なお、質問への回答内容については、本実施要領及び川島町新ごみ処理施設整備基本構想等策定業務委託仕様書の追加又は修正事項とする。

※質問を行った事業者名は公表しない。

(3) 参加表明書等の受付及び提出方法

ア 受付期間：令和5年4月19日(水)～令和5年5月8日(月)17時まで

イ 提出場所：本実施要領の「4 書類の提出及び問い合わせ先」

ウ 提出書類：以下のとおりとする。

提出書類		様式	提出部数	備考
参加表明書		様式第2号	1部	代表者印を押印
参加者概要書（会社概要）		様式第3号	1部	
関連業務実績書		様式第4号	1部	添付書類あり様式参照
業務実施体制書		様式第5号	1部	
管理技術者	予定技術者実績書	様式第6号	1部	添付書類あり様式参照
担当技術者	予定技術者実績書	様式第6号	1部	添付書類あり様式参照

エ 提出方法：事前に連絡のうえ持参による提出（土日祝を除く9時から17時まで）。

なお、郵送による場合は提出期限までに必着とする。また、書留郵便等の配達記録が残る方法で提出とする。

※書類が不足している場合は受付不可。

(4) 参加資格確認結果通知

ア 通知日：令和5年5月12日（金）

イ 通知方法：参加者全員に電子メールで通知する。

(5) 企画提案書等の受付期間及び提出方法

ア 受付期間：令和5年5月15日（月）～令和5年6月2日（金）17時まで

イ 提出場所：本実施要領の「4 書類の提出及び問い合わせ先」

ウ 提出書類：以下のとおりとする。企画提案書の提出部数は、正本1部、副本8部とし、正本には代表者印を押印することとする。副本は社名、住所、ロゴ及び電話番号等、提案者が特定される事項は墨入れ表記（■）とする。

提出書類		様式	提出部数	備考	
企画提案書等送付書		様式第8号	1部		
企 画 提 案 書	実施方針・実施体制	様式第9号 A4サイズ 片面10枚以内	9部		
	実施工程				
	業 務 提 案 書				特定テーマ1
	特定テーマ2				
	自由テーマ				
見積書		様式第10号	1部		

業務提案書における特定テーマは以下のとおりとする。

特定テーマ1 広域化に伴うごみ処理施設の集約化について、想定される課題や留意事項、またその解決策と方針

特定テーマ2 建設候補地におけるごみ処理施設の敷地を有効活用するためのゾーニングとその考え方

※第6次川島町総合振興計画 <https://www.town.kawajima.saitama.jp/5855.htm>

※川島町洪水・地震ハザードマップ <https://www.town.kawajima.saitama.jp/1573.htm>

※新ごみ処理施設 <https://www.town.kawajima.saitama.jp/6629.htm>

- エ 提出方法：事前に連絡のうえ持参による提出（土日祝を除く9時から17時まで）。
なお、郵送による場合は提出期限までに必着とする。また、書留郵便等の配達記録が残る方法で提出とする。
※書類が不足している場合は受付不可。

(6) プレゼンテーション

- ア 実施日時：令和5年6月21日（水）
イ 実施場所：川島町役場 2階大会議室
ウ 時間：プレゼンテーション（20分以内）及び質疑応答（15分程度）
エ 出席者：4名以内（配置予定の管理技術者、担当技術者（1名以上）は必ず出席すること。）
オ その他：提出した企画提案書を用いて説明すること。
カ 留意事項：説明は提出した企画提案書（見積書を除く）に基づいて行うものとし、追加資料の持込は認めない。
プレゼンテーションにあたってはパソコン、プロジェクター等の使用を認める。なお、プロジェクター等を用いた説明を行う場合は、事前に本実施要領の「4 書類の提出及び問い合わせ先」へ連絡すること。
指定時間にプレゼンテーションを実施できるよう準備すること。指定時間に遅れた場合は失格とする。なお、参加者が1者のみであっても審査委員会において審査を行い、委託契約候補者としての適格性について審査を行う。

(7) 審査結果通知及び公表

- ア 通知日：令和5年6月下旬
イ 通知方法：審査結果は、提案者全員に電子メールで通知する。また、委託契約候補者及び次席者について、事業者名及び総合評価点を川島町のホームページで公表する。
ウ その他：審査結果の説明を求める場合、審査結果を通知した翌日から起算して5営業日以内に書面（任意様式A4版）にて行うものとし、請求に対する対応は書面にて回答するものとする。なお、審査の経過及び結果に対する異議申立てには応じない。

(8) 契約の締結

- ア 契約締結：委託契約候補者として特定された者と交渉を行う。ただし、契約交渉が不調のときは、次席者と契約締結の交渉を行う。
イ 契約日：令和5年6月下旬
ウ 業務内容：川島町新ごみ処理施設整備基本構想等策定業務委託仕様書を基本とし、プロポーザルにおける提案内容を反映したものとする。
エ その他：契約手続きに係る詳細については、川島町契約規則に従い取り扱うものとする。

3 留意事項

3.1 応募にあたっての留意事項

(1) 実施要領の承諾

参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 参加者の失格

参加者が次の事項に該当した場合には、失格とする。

ア 本実施要領に定める手続を遵守しない場合

イ 参加資格を有していない場合

ウ 応募書類に虚偽の記載をした場合

エ 川島町が提示した委託料の限度額を超える見積を提出した場合

オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

カ プレゼンテーション審査に参加しない場合

キ その他不正な行為及び不適合事項があったと町が認めた場合

(3) 業務の一括委託の禁止

本事業を一括して第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部について、あらかじめ川島町が認めた場合はこの限りではない。

(4) 提出内容の変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加は認めない。ただし、疑義等があり、川島町が補正を求めた場合は、この限りではない。また、川島町が提案された内容について補足書類の提出を求めた場合も同様とする。

(5) 提出資料の取扱い

提出された企画提案書等は返却しない。提出資料の著作権は提案者に帰属するが、審査結果の公表等で必要と認められる用途について、企画提案書等の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、審査の過程において必要な場合に限り、一部又は全部を使用（複製、転記又は転写等）することができるものとする。

(6) 費用負担

応募及びヒアリングに要する費用は、参加者の負担とする。

(7) 辞退

参加表明書を提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式A 4版）を提出すること。なお、辞退した場合であっても、以後不利益な取扱いはしない。

3.2 使用する計量単位、通貨単位及び時刻

使用する計量単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

3.3 情報の公開

提出される書類は、川島町情報公開条例に基づく公文書として取り扱うものとし、開示請求があった場合は、事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、公開の対象とする。

3.4 提出書類の取扱い

提出された書類については変更することができないものとし、また、理由の如何に係わらず返却しない。ただし、審査委員会の同意を得た場合はこの限りではない。

3.5 業務委託契約書

契約にあたっては、町が定めた業務委託契約書を使用する。

3.6 契約締結の相手方の公開

契約締結の相手方については、法人名を川島町ホームページで公開する。

3.7 その他

- (1) 実施要領及び仕様書等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には参加者に通知する。
- (2) 町が提示する資料及び回答書は、実施要領及び仕様書と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- (3) 参加表明書等の提出者又は企画提案書等の提出がない場合は、本プロポーザルを取り止める。
- (4) 配置予定の管理技術者及び担当技術者は疾病、死亡、退職等きわめて特別な場合を除き、履行期間終了まで変更できないものとする。これらきわめて特別な場合にやむを得ず変更を行う場合は、変更前と同等以上の技術者であることの上、町から得なければならない。

4 書類の提出及び問い合わせ先

川島町 町民生活課 ごみ処理施設整備推進室（川島町保健センター 2階）

〒350-0131

埼玉県比企郡川島町大字平沼1175

電話番号：049-298-8563

FAX番号：049-298-8565

電子メール：k-okyougikai@town.kawajima.saitama.jp